

氏名 (法人にあっては名称)	マツダ株式会社
住所	広島県安芸郡府中町新地3番1号
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	平成元年度～令和3年度(平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	自動車製造業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 3111)
事業の概要	乗用車・トラックの製造・販売

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

社長を委員長としたCSR経営戦略委員会の下に「商品環境委員会」「事業サイト環境委員会」「社会貢献委員会」の3つの委員会を設置し、グループ会社を含めた環境マネジメントを推進しています。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	((a-b)/a) × 100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	529,020 t-CO ₂	513,149 t-CO ₂	3.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		513,149 t-CO ₂	3.0 %
目標設定の考え方	年1%のCO ₂ 削減措置を実施し、排出量抑制を目指す。		

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハドロフルオカーボン、ハーフオカーボン及び六つ硫黄の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものと。い。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000t以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
			%
			%
			%
原単位の指標及び 目標設定の考え方			

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

照明器具のLED化
蒸気供給ロス対策
高効率変圧器の導入

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値(*8)の活用等)

特に無し

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

■2035年にグローバル自社工場でのカーボンニュートラルに挑戦 ('22年6月公表)
2035年のグローバル自社工場でのCN実現に向けては、各関係先と連携し、(1)省エネルギーの取り組み、(2)使用するエネルギーを再生可能エネルギーに転換する取り組み、(3)社内輸送などで使用する燃料において、CN燃料の導入をする取り組み、の3つの柱で進める。

5 その他の取組

特に無し

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	マツダ株式会社 本社工場
事業所の所在地	広島県 安芸郡 府中町 新地 3-1
事業所の業種	自動車製造業
事業の概要	乗用車・トラックの製造、販売

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	521,420 t-CO ₂	505,778 t-CO ₂	3.0 %
温室効果ガス みなし排出量		505,778 t-CO ₂	3.0 %
目標設定の考え方	年1%のCO ₂ 削減措置を実施し、排出量抑制を目指す。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

照明器具のLED化
蒸気供給ロス対策
高効率変圧器の導入

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値の活用等)

特になし

2 その他の取組

■2035年にグローバル自社工場でのカーボンニュートラルに挑戦 ('22年6月公表)
2035年のグローバル自社工場でのCN実現に向けては、各関係先と連携し、(1)省エネルギーの取り組み、(2)使用するエネルギーを再生可能エネルギーに転換する取り組み、(3)社内輸送などで使用する燃料において、CN燃料の導入をする取り組み、の3つの柱で進める。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	マツダ株式会社 三次事業所
事業所の所在地	広島県三次市東酒屋町551番地1
事業所の業種	自動車部分品・付属品製造業
事業の概要	エンジンの製造

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	7,599 t-CO ₂	7,371 t-CO ₂	3.0 %
温室効果ガス みなし排出量		7,371 t-CO ₂	3.0 %
目標設定の考え方	年1%のCO ₂ 削減措置を実施し、排出量抑制を目指す。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

照明器具のLED化
蒸気供給ロス対策
高効率変圧器の導入

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値の活用等)

特になし

2 その他の取組

■2035年にグローバル自社工場でのカーボンニュートラルに挑戦 ('22年6月公表)
2035年のグローバル自社工場でのCN実現に向けては、各関係先と連携し、(1)省エネルギーの取り組み、(2)使用するエネルギーを再生可能エネルギーに転換する取り組み、(3)社内輸送などで使用する燃料において、CN燃料の導入をする取り組み、の3つの柱で進める。